

社会福祉法人山田町社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

平成29年 3月24日制定

令和 5年 3月29日第4次一部改正

平成29年11月30日第1次一部改正

令和 7年 6月20日第5次一部改正

平成30年 3月22日第2次一部改正

令和 7年 9月11日第6次一部改正

令和 3年 3月25日第3次一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人山田町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、各種委員会委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

(1) 理事の報酬総額は、年間550万円以内とする。

(2) 監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

(3) 会長、副会長の年報酬は、別表1に定めるところによる。

(4) 非常勤役員等が理事会、監査、各種委員会等に出席したときは、別表2の報酬を都度支給する。

(5) 非常勤役員等が理事会、監査、各種委員会等に出席したときは、費用弁償として、別表3の旅費を都度支給する。

(出張旅費等)

第4条 非常勤役員等が職務のために出張した場合は、職員旅費規程を準用する。

(常務理事の報酬等の算定方法)

第5条 常務理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表4に定める額

(2) 通勤手当については、別表5に定める額

(3) 期末手当を支給することができる。支給方法は、別表6に定める額を上限とし、経営状況を勘案の上、会長が定める。

2 常務理事が職務のため出張したときは、職員旅費規程に準じて、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常務理事に対する報酬等の支給時期は、毎月15日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、職員給与規程第5条に準じた日とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 第4条は、平成29年 5月 1日から適用する。
- 3 社会福祉法人山田町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程（平成23年8月4日制定）は、平成29年3月31日をもって廃止する。
- 4 この規程は、平成29年 4月 1日に遡及して施行する。
- 5 この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 6 この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 7 この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 8 この規程は、令和 7年 7月 1日から施行する。
- 9 この規程は、令和 7年10月 1日から施行する。

別表1（第3条（3）関係）会長・副会長の年報酬

区 分	報酬の額	支給の時期
会 長	年額 3 6 0 , 0 0 0 円	9月15日 1 8 0 , 0 0 0 円
		3月15日 1 8 0 , 0 0 0 円
副会長	年額 1 2 0 , 0 0 0 円	9月15日 6 0 , 0 0 0 円
		3月15日 6 0 , 0 0 0 円

別表2（第3条（4）関係）非常勤役員等の報酬

内 容	日 額	
	4 時間以下	4 時間超過
理事会・評議員会等への参加（1回につき） （会長、副会長、常務理事を除く）	8 , 0 0 0 円	1 3 , 0 0 0 円
監事監査等への参加（1回につき）		
上記のほか、法人業務のための出勤※		

※法人業務とは、法人の主催する事業のほか、他団体から委嘱及び案内があったものをいう。

※他団体から報酬がでる場合は支給しない。

別表 3（第 3 条（5）関係）非常勤役員等の費用弁償

区 分	金 額
出席 1 回につき	交通費については、費用弁償として鉄道運賃または、 路線バスの運賃分を支給する

※別表 2 に該当する場合のみ支給する。

別表 4（第 5 条関係）常務理事の報酬等

報酬月額 140,000 円

別表 5（第 5 条関係）通勤手当

内容（片道）	支給額	内容（片道）	支給額
自動車等2～4キロ	3,600 円	自動車等10～12キロ	10,200 円
自動車等4～6キロ	5,200 円	自動車等12～14キロ	11,800 円
自動車等6～8キロ	6,900 円	自動車等14キロ～	13,400 円
自動車等8～10キロ	8,500 円	非該当	0 円

別表 6（第 5 条関係）期末手当

支給日	支給額
6 月 3 0 日	報酬月額×1.4
1 2 月 1 0 日	報酬月額×1.6